

# 令和3年第10回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和3年10月25日（月）

開催場所 市役所 分館会議室

開会時刻 13時30分

閉会時刻 14時10分

議長 会長 田中金治

## 委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	島田和雄	出
2番	萩元不二夫	出	9番	島田秀男	出
3番	萩島保夫	出	10番	新井稔	出
4番	細田勉	出	11番	清水登與雄	出
5番	細田福三	出	12番	渋谷貞男	出
6番	大澤英司	出	13番	長堀進	出
7番	大曾根高男	出	14番	丸山隆一	出
出席 14名			欠席 0名		

## 農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	田中 弥一	欠	南畑1	関根 和市	欠
水谷2	神山 稔	欠	南畑2	谷合 章	欠
鶴瀬1	横山 勝之	欠	南畑3	萩原 好伸	欠
鶴瀬2	星野 幸夫	欠			
出席 0名			欠席 7名		

## 職務のため出席した事務局職員

事務局長	谷 合 正 史	事務局主査	吉 野 武 明
事務局主任	荒 木 貢		

---

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

---

本日の総会は、新型コロナウイルス感染症に伴う対応により、委員数を削減し、農業委員14名にて開催いたします。

農業委員の出席は過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

---

#### 日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

- |     |      |    |
|-----|------|----|
| 12番 | 渋谷貞男 | 委員 |
| 13番 | 長堀進  | 委員 |
| 14番 | 丸山隆一 | 委員 |
- 

#### 日程第2 議 事

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし「適当」であるとした。

##### ○議案第1-1

(事務局説明)

申請目的「駐車場の敷地拡張」の案件でございます。

「立地基準」

- ・10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内であることから、第1種農地と判断されます。

第1種農地ですと農地転用は原則不許可となりますが、例外的に許可できる場合があります。既存施設の拡張をする場合に拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに該当する場合は許可ができ、今回の申請はこちらに該当されると判断されます。

「一般基準」

- ・隣地境界にはH鋼・コンクリート板を設置。
- ・汚水・雑排水はなく、雨水排水は浸透トレンチを設置し敷地内処理。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区からは、転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。

- ・資金については、自己資金で対応することとしており、「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

## 第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

○議長は、相続税の納税猶予に関する適格者証明2件を議題として上程し、事務局の説明の後、全委員の賛成により案件を「承認」とした。

### ○議案第2-1

(事務局説明)

事務局において、10月14日に現地確認を行いました。証明願いに記載された農地5筆4,060㎡について、農地としての管理されていることを確認しました。申請者は家族3人で農業経営をされており、従事日数、農業用機械の所有状況も問題がないものと思われま

(担当委員からの説明)

申請者を訪問し、現地調査をいたしました。しっかりと農業経営をしている方であり、支障がないと思われま

### ○議案第2-2

(事務局説明)

事務局において、10月14日に現地確認を行いました。証明願いに記載された農地13筆10,177㎡について、農地としての管理されていることを確認しました。申請者は家族5人で農業経営をされており、従事日数、農業用機械の所有状況も問題がないものと思われま

(担当委員からの説明)

申請者を訪問し、現地調査をいたしました。熱心に農業経営をしている方であり、支障がないと思われま

## 日 程 第 3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び農地法第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和3年9月18日から令和3年10月18日まで)

(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 1件

(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出

3件

日程第4 協議報告事項

1. 農地パトロールの結果について
2. その他

---

議長は、令和3年第10回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

---

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年10月25日

議長

---

12番

---

13番

---

14番

---